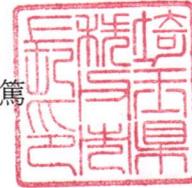


秩父市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秩父市会計規則（平成17年秩父市規則第54条）第24条の2第2項の規定により告示する。

令和6年9月2日

秩父市長 北堀 篤



1 指定納付受託者の名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

名称：株式会社埼玉りそな銀行

その住所又は主たる事務所の所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号

名称：インタセクト・コミュニケーションズ株式会社

その住所又は主たる事務所の所在地：東京都千代田区神田小川町3丁目1番地

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

市民課、市民税課、資産税課、納税課、秩父保健センター、聖地公園管理事務所、吉田総合支所市民福祉課及び荒川総合支所市民福祉課の各種証明書発行手数料等

3 指定納付受託者の指定をした日

令和6年9月2日

4 指定納付受託者が納付事務を行う期間

令和6年9月2日から令和7年3月31日まで

5 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

利用できる決済サービス

- ・クレジットカード：VISA、Mastercard
- ・電子マネー：交通系電子マネー、nanaco、WAON、楽天Edy
- ・QRコード：d払い、PayPay、メルペイ、au PAY、楽天ペイ、J-Coin Pay、AEON Pay、Bank Pay、銀行Pay、WeChat Pay、Alipay、JKOPAY、銀聯QR

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。